

社会福祉法人伊方町社会福祉協議会  
役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊方町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、次の各号に定める者とする。

- (1) 会長
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 評議員

(役員等の報酬)

第3条 役員等の報酬の額は、別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第4条 役員等の費用弁償については、本会の旅費規程に定めるものとし、その旅費の区分は、会長及び役員等により支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 会長の報酬の支給時期については、本会の給与規程第8条の規定に準じて支給するものとし、第2条第1項第2号から第4号までの役員等については、勤務に応じてその都度支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬並びに費用弁償の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人伊方町社会福祉協議会役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程（平成22年12月1日施行）は廃止する。

別表 1

職 名	報 酬 額
会 長	月 額 50,000円
理 事	勤務1日につき 3,000円
監 事	勤務1日につき 3,000円
評 議 員	勤務1日につき 3,000円